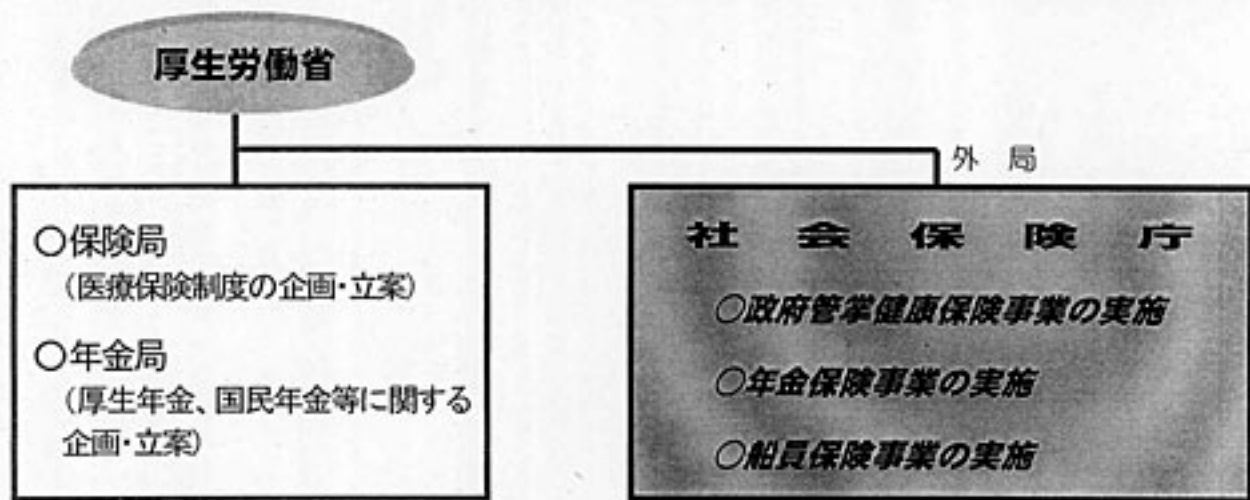


## 参考資料

- 社会保険庁の任務について . . . . . 1
- 組織図 . . . . . 2
- 社会保険庁が実施する事業の概要 . . . . . 3
- 社会保険事業の概況 . . . . . 4
- 社会保険庁の事業の規模 . . . . . 5
- 社会保険における業務の流れ . . . . . 6
- 社会保険庁所管の特別会計について . . . . . 13
- 平成17年度社会保険庁予算概算要求における重点事項 . . . . . 14
- 8月16日から20日までの年金相談窓口の時間延長について . . . . . 21
- 社会保険庁における契約事務の適正化について . . . . . 23
- 国民年金納付実績と今後の収納対策 . . . . . 25

## 社会保険庁の任務について

- 社会保険庁は厚生労働省の外局として設置。
- その任務は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営。



※ 社会保険庁は、国家行政組織法上、その所掌事務が主として政策の実施に係るものである「実施庁」として位置づけられている。「庁」の長官は、庁の事務を統括し、職員の服務についてこれを統括するとともに、大臣に省令を発することを求める権限、告示・訓令・通達を発する権限が与えられている。

# 組 織 図

## 社会保険庁

(17,466人)

(内部部局)

(286人)

総務部

運営部

(施設等機関)

(598人)

社会保険大学校

社会保険業務センター

(地方支分部局)

(16,582人)

地方社会保険事務局(47局)

社会保険事務所(312所)

※ 括弧内は、平成16年度末定員

※ 社会保険事務所の312所には  
地方社会保険事務局事務所47所  
を含む。

## 社会保険庁が実施する事業の概要

### ○政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

### ○年金保険事業

#### ・厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

#### ・国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的として全国民に共通する基礎的な年金給付を行う年金制度であって、政府が管掌しているもの。

### ○船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当する者を包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

# 社会保険事業の概況

表中の( )は、対前年度伸び率

項目	年度	昭和62年度	平成4年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
<b>政府管掌健康保険</b>									
適用事業所数	所	988,996	1,399,978	1,562,493	1,554,123	1,548,221	1,541,989	1,522,868	1,496,270
		-	-	(1.03)	(0.99)	(1.00)	(1.00)	(0.99)	(0.98)
被保険者数	人	15,862,623	18,968,300	19,958,883	19,684,895	19,526,999	19,450,872	19,124,131	18,811,690
		-	-	(1.00)	(0.99)	(0.99)	(1.00)	(0.98)	(0.98)
平均標準報酬月額	円	221,074	278,710	293,914	292,492	290,719	290,472	289,250	286,186
		-	-	(1.01)	(1.00)	(0.99)	(1.00)	(1.00)	(0.99)
<b>厚生年金保険</b>									
適用事業所数	所	1,104,675	1,536,292	1,702,932	1,691,358	1,682,652	1,674,165	1,651,493	1,628,841
		-	-	(1.03)	(0.99)	(0.99)	(0.99)	(0.99)	(0.99)
被保険者数	人	27,675,524	32,493,114	33,467,745	32,956,551	32,481,408	32,192,494	31,575,928	32,144,195
		-	-	(1.01)	(0.98)	(0.99)	(0.99)	(0.98)	(1.02)
年金受給権者数	人	8,641,516	11,802,501	16,812,679	17,678,928	18,570,603	19,528,744	20,558,557	21,979,649
		-	-	(1.10)	(1.05)	(1.05)	(1.05)	(1.05)	(1.07)
<b>国民年金</b>									
被保険者数	人	30,590,170	30,620,165	31,537,601	32,243,683	32,861,433	33,068,030	33,407,544	33,603,769
(第2号被保険者は除く)		-	-	(1.01)	(1.02)	(1.02)	(1.01)	(1.01)	(1.01)
年金受給権者数	人	10,357,165	12,758,632	16,987,365	17,871,389	18,794,678	19,736,770	20,668,965	21,652,589
(福祉年金受給権者は除く)		-	-	(1.06)	(1.05)	(1.05)	(1.05)	(1.05)	(1.05)

\* 政府管掌健康保険の被保険者数は、法第3条第2項被保険者を除く人数である。

\* 国民年金の年金受給権者数は、「厚生年金と基礎年金の併給者」を含む人数である。

## 社会保険庁の事業の規模

		加入者数(注1)	事業所数	保険料収納額	給付額
医療保険関係	政管健保・船員保険	3,600万人	150万か所	6兆円	4.1兆円
年金関係	厚生年金	3,200万人	163万か所	20兆円	24兆円
	国民年金	3,400万人	—	2兆円	13兆円

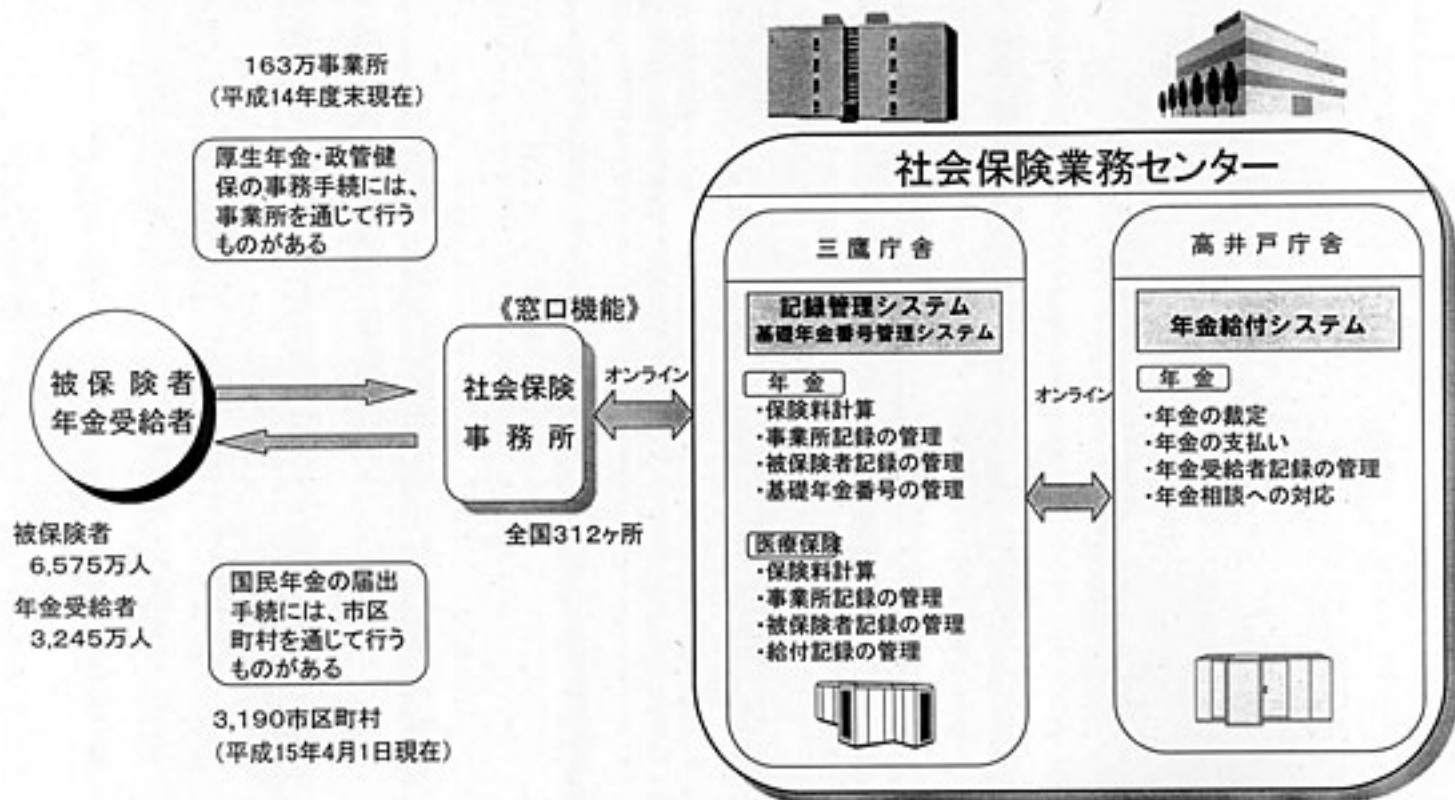
(注1) 政管健保・船員保険は、被扶養者を含む。

(注2) 時点は、平成14年度末。

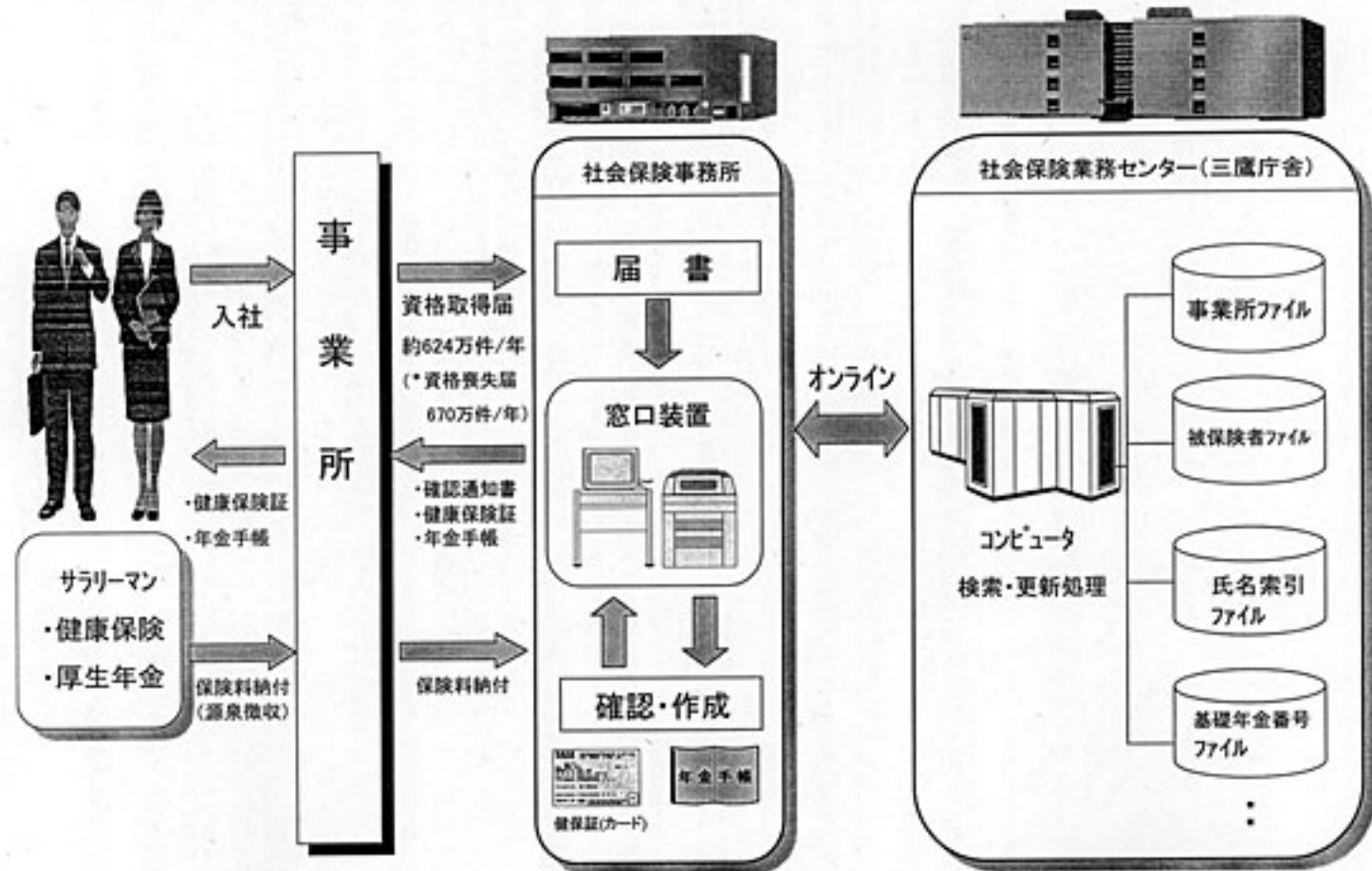
(注3) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計

## 社会保険における業務の流れ

社会保険業務センターと社会保険事務所は、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(大量集中処理・一件対応窓口処理)を活かして、正確・迅速な事務処理を実施。

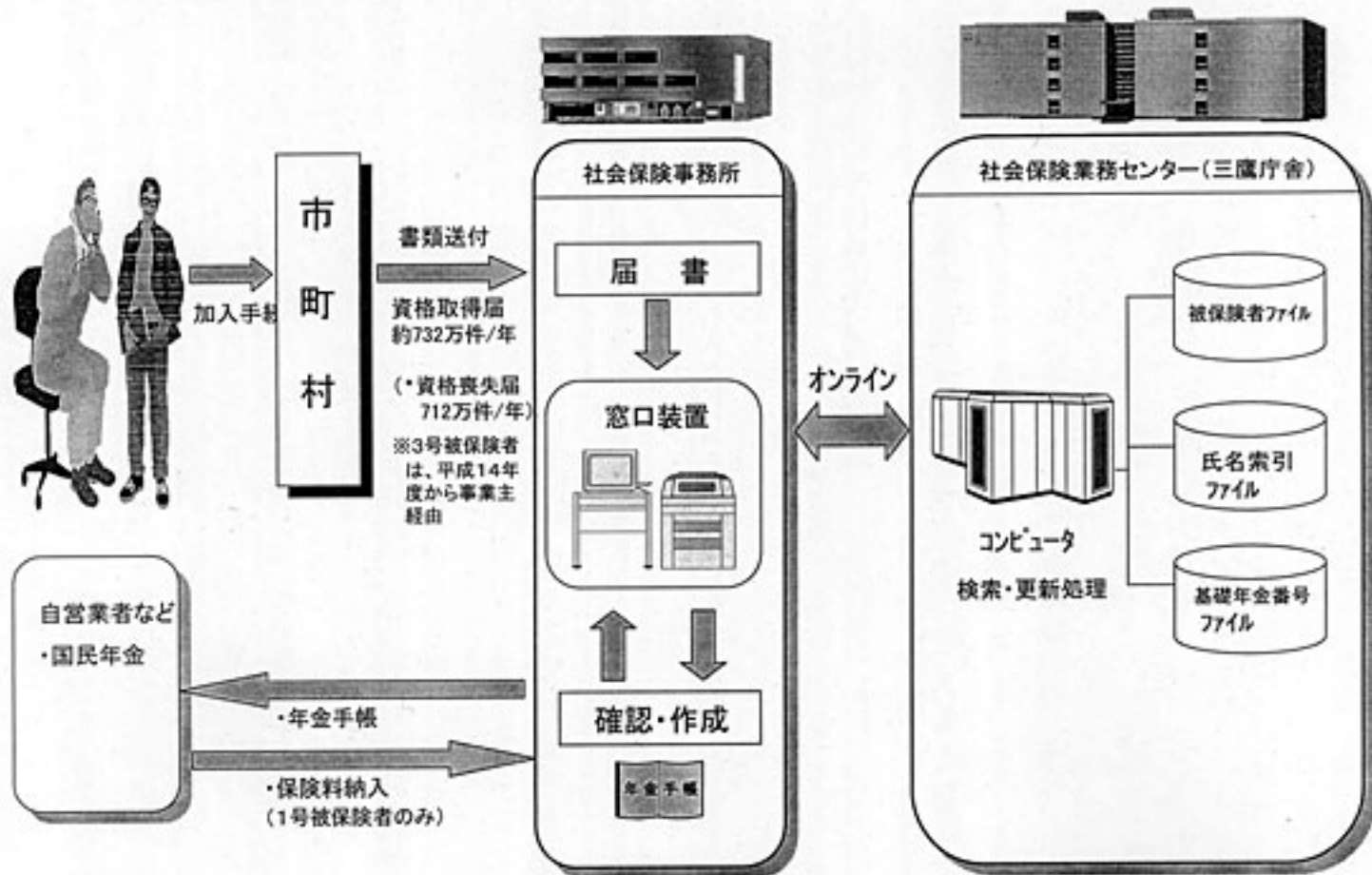


# (1-1) 適用・徴収業務(健康保険・厚生年金保険)

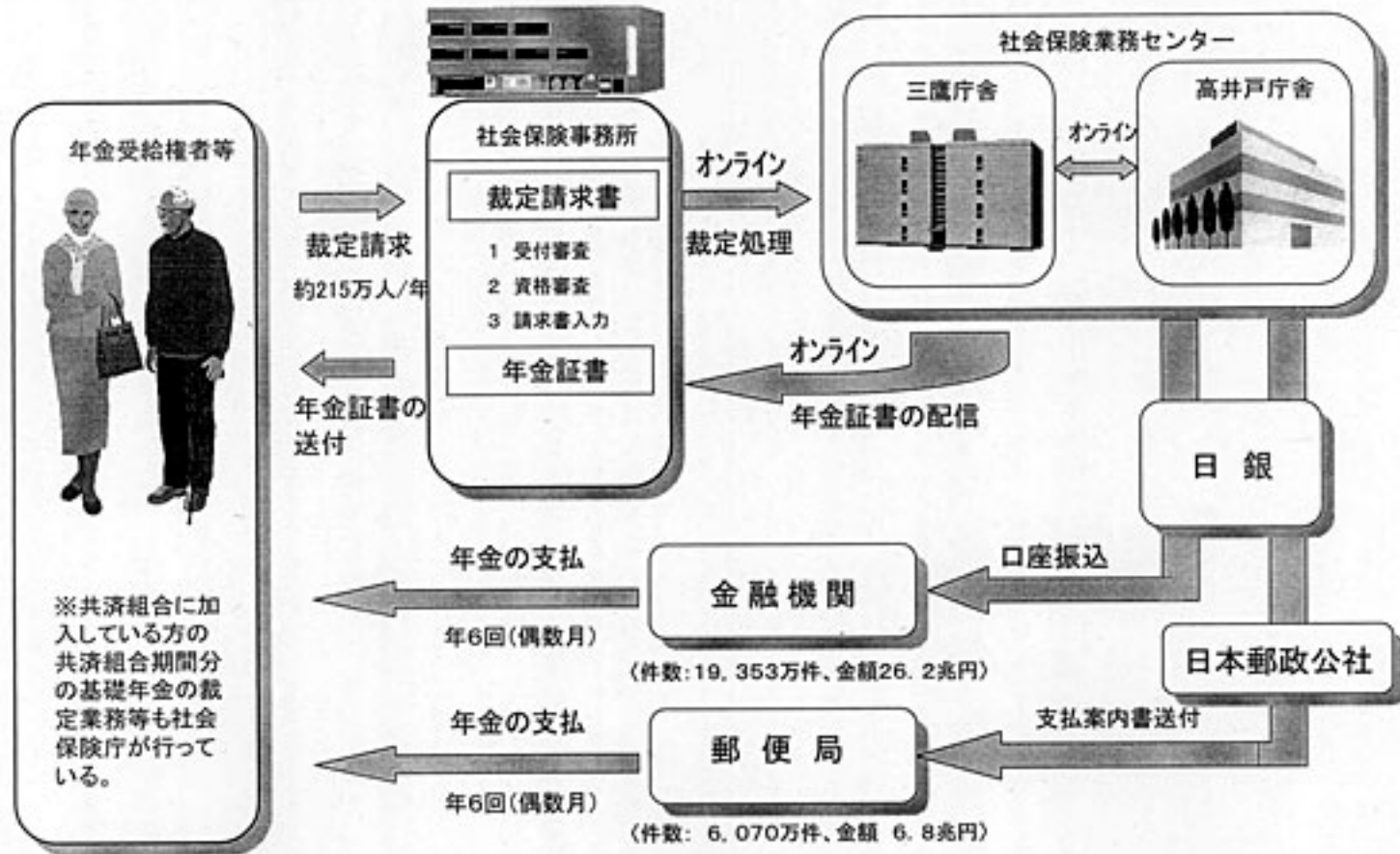




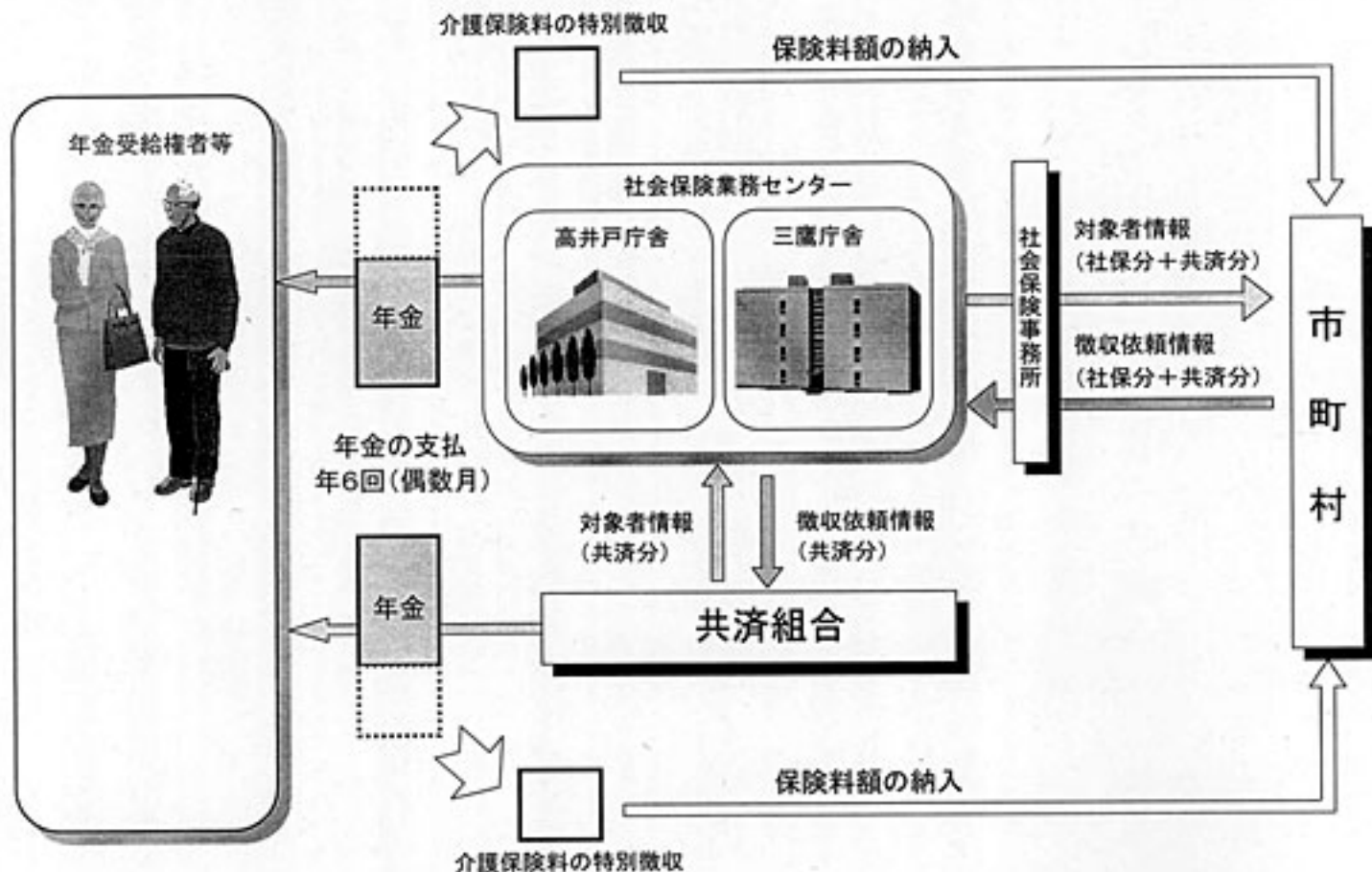
## (1-2) 適用・徴収業務(国民年金)



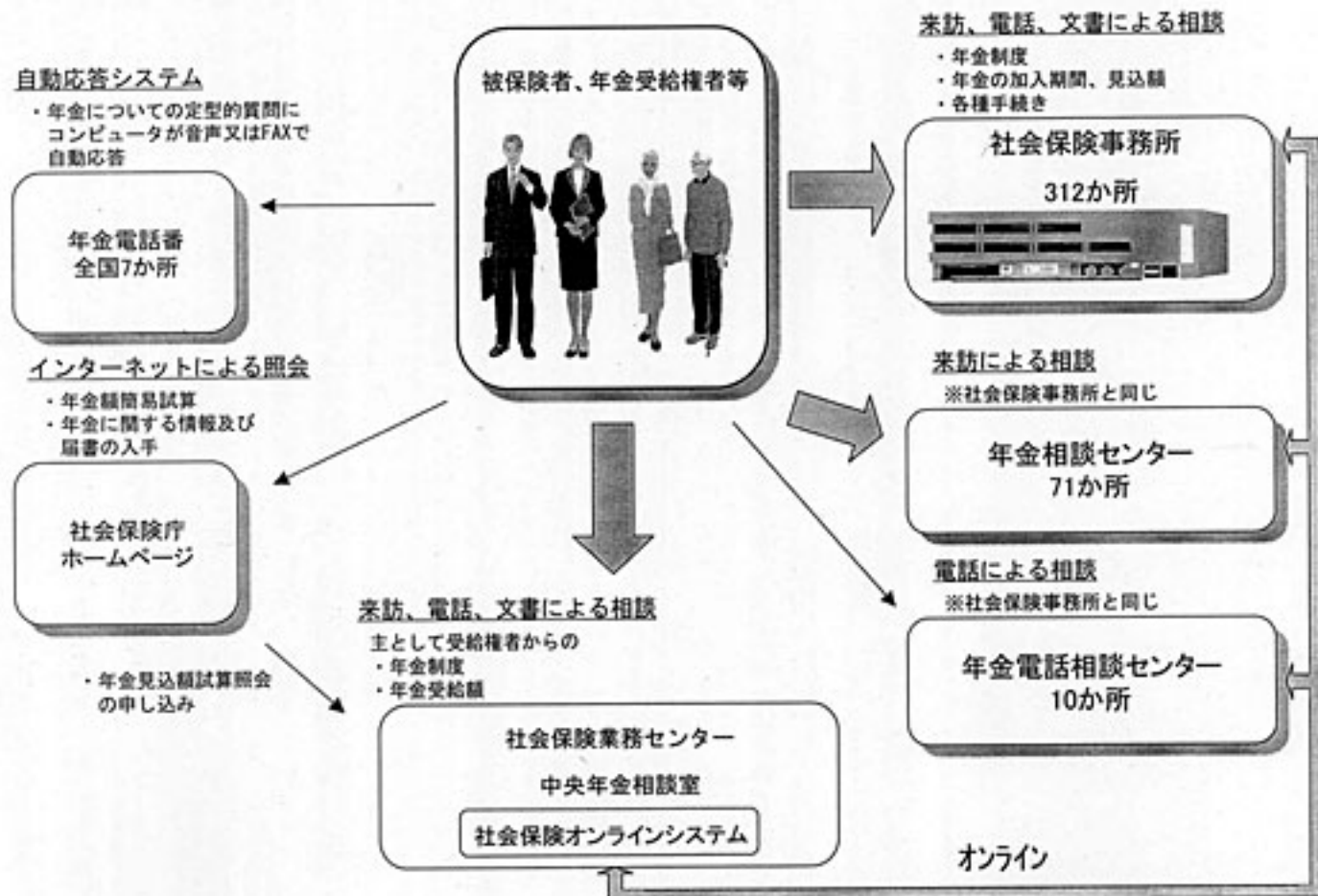
## (2) 年金の裁定及び支払業務



### (3) 介護保険料の特別徴収



## (4) 年金相談体制について



## 年金個人情報提供の整備について

### 現行制度において拡充を図るもの

#### <年金相談による対応>

#### 1. 社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げ

社会保険事務所における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関し情報提供を行う対象者の範囲を58歳以上から50歳以上に段階的に引き下げる。(平成16年1月13日から58歳以上を55歳以上に引き下げ・平成17年度から50歳以上に引き下げ予定)

#### 2. インターネット等を利用した年金個人情報の提供

国民年金及び厚生年金の年金加入状況や年金見込額に関する照会について、公的個人認証サービス等の活用による本人確認を厳格に行いつつ、インターネットにより回答するシステムを構築する。

(平成16年度中に実施。なお、実施当初においては、年金加入状況は全年齢の者を対象とし、年金見込額は55歳以上の者を対象とするが早期に対象年齢を全年齢に引き下げる。)

#### <行政側からのアプローチ>

#### 3. 年金加入記録の事前通知と年金見込額の提供

○年金受給が近づいた58歳到達者に対し、被保険者記録を直接本人宛に通知するとともに、希望するものに対しては、年金見込額を別途通知する。(平成16年3月15日実施)

○ポイント制の導入に先立ち、毎年、年金加入者全員に対する直近1年分の保険料納付記録等の通知を行う。(平成17年度実施予定)

### 平成16年年金改正により拡充を図るもの

#### 4. ポイント制導入による年金個人情報の提供

被保険者、特に若年世代の年金制度に対する理解を深めるため、保険料納付実績、年金額の見込み等の年金個人情報を定期的に通知する。(平成20年4月実施予定)

## 社会保険庁所管の特別会計について

社会保険庁の所管する事業は、政府管掌健康保険、厚生年金保険、国民年金及び医療・失業・労災を包括した船員保険がある。これらの経理は厚生保険特別会計、国民年金特別会計及び船員保険特別会計により管理されているところである。

### 特別会計の概要

#### ○ 厚生保険特別会計（4勘定）

- ① 健康勘定・・・政府管掌健康保険事業の保険収支を経理
- ② 年金勘定・・・厚生年金保険事業の保険収支を経理
- ③ 児童手当勘定・・・児童手当に関する政府の収支を経理（所管：雇用均等・児童家庭局）
- ④ 業務勘定・・・政府管掌健康保険事業及び厚生年金保険事業の業務取扱や保健・福祉施設事業に係る収支を経理  
特別保健福祉事業に関する収支を経理

#### ○ 国民年金特別会計（4勘定）

- ① 基礎年金勘定・・・基礎年金事業の収支を経理
- ② 国民年金勘定・・・拠出制国民年金事業の保険収支を経理
- ③ 福祉年金勘定・・・福祉年金事業の収支を経理
- ④ 業務勘定・・・国民年金事業の業務取扱や福祉施設に係る収支を経理

#### ○ 船員保険特別会計

総合保険である船員保険事業の収支を経理

## 平成17年度社会保険庁予算概算要求における重点事項

年金制度等の安定的かつ効率的な事業運営を確保するため、社会保険庁改革を推進する。

### 1. 事業運営の重点施策

#### ○ 未納保険料の収納対策 136億円

国民年金・・・平成19年度に収納率80%に改善するための計画的数値目標を着実に達成

- ・ 国民年金推進員 72億円→81億円  
国民年金保険料の未納者に対する戸別訪問による国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督促及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等を行う国民年金推進員を増員し、国民年金保険料の収納体制の強化を図る。  
(設置人数) 2,566人→3,136人
- ・ 国民年金保険料の納付状況証明書 11億円→13億円  
国民年金保険料の新たな収納対策として、納付意識の徹底を図るという観点から、第1号被保険者に対して保険料の納付状況のお知らせを行う。  
なお、当該証明書は口座振替者などの領収済通知を兼ねる予定であり、これによって、口座振替者への領収済通知を廃止するとともに、平成17年度から予定している「年金加入状況の被保険者への通知」と発送時期が重なる分については、併せて通知する予定としている。  
(対象者数) 17,075千人→18,867千人
- ・ 催告状の発送 17億円→23億円  
国民年金保険料が1ヶ月でも未納となった被保険者に対し、国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付による納付督促を実施する。  
(対象者数) 27,018千人→35,768千人
- ・ 電話納付督促の実施 18億円→15億円  
催告状を送付しても未納となっている国民年金保険料を納付しない者に対し、電話により当該未納となっている国民年金保険料の納付督促を実施する。  
(対象者数) 3,373千人→2,645千人
- ・ 業界団体への保険料収納業務の委託 1億円→5億円  
商工会及び農協など法人格を有する団体への保険料収納業務の委託を行う。  
(対象者数) 72,000人→340,000人



## ○ 未加入適用対策

22億円

国民年金・・・早期に国民年金未加入者の解消を図る。

### ・ 未加入者対策

1億円【新規】

国民年金の加入手続をしていないために、国民年金制度の未加入者(20歳到達時を除く。)となっている者の把握に努め、届出用紙を同封した通知(勤奨状)を送付し、届出の勤奨を行うとともに、勤奨しても届出のない者に対しては、届出するよう催告したうえで、なお未届の者に対しては職権適用を実施する。

(国民年金未加入者数) 630千人

### ・ 基礎年金番号を活用した適用推進

7億円→7億円

基礎年金番号を活用して、企業を退職しても国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知(勤奨状)を送付し、届出の勤奨を行うとともに、勤奨しても届出のない者に対しては、届出するよう催告したうえで、職権適用を実施する。

(勤奨状送付対象者数) 6,415千件→6,527千件)

健保・厚年・・・未適用事業所の加入促進と適用の適正化を図る。

### ・ 適用促進対象事業所の事蹟管理等

23百万円→52百万円

法人登記簿等により適用促進対象事業所を把握するほか、適用促進事務を効率的に行うため、加入指導等の事蹟管理等を、パソコンにより効率的に行う。

(適用促進対象事業所数) 171千件→156千件

### ・ 巡回説明の実施

3億円→3億円

適用促進対象事業所に対する加入勤奨状の送付後、社会保険労務士が巡回し、適用促進の趣旨及び制度の説明を行う。

(巡回説明事業所数) 75千件→80千件

### ・ 呼出指導の実施

5百万円【新規】

社会保険労務士の巡回説明後、適用に至らない事業所に対し社会保険事務所への呼出により加入指導を実施する。

(呼出対象事業所数) 40千件

### ・ 加入指導の強化等

9億円→11億円

従来の加入指導に加えて、呼出加入指導後、適用に至らない事業所に対し訪問(重点)加入指導を実施する。

(加入指導事業所数) 39千件→86千件



## ○ 国民の視点に立った年金相談等の充実

79億円

来訪相談の混雑解消を図るとともに、ニーズの多様化に応じた相談体制の整備

### ・ 年金加入状況の被保険者への通知 21億円【新規】

厚生年金及び国民年金に加入する全被保険者を対象として、直近1年間の各月の年金加入状況を通知する。厚生年金被保険者については、事業所名及び標準報酬月額を併せて通知する。

平成17年度においては、国民年金第1号被保険者については自宅に直接送付することとし、厚生年金及び国民年金第3号被保険者については事業主経由で送付する。

なお、国民年金保険料の納付実績がある者については、納付証明書と併せて通知する。

(対象被保険者数) 66,830千件

### ・ 個人認証に基づく年金個人情報の提供 17億円【新規】

公的個人認証サービス等の活用により、本人確認を厳格に行ううえで、年金個人情報である年金加入状況をいつでもインターネットで回答できる仕組みを構築する。なお、処理時間の大幅な短縮を図るために、365日24時間稼働できる仕組みが必要となることから、新たなデータベースを構築することとし、ハードウェア、ソフトウェアについては、競争入札により調達する。

### ・ 電話相談体制の整備 31億円→41億円

一般業務と電話による年金相談業務を分離し、社会保険事務所の事務処理を効率的かつ効果的に行うとともに利用者に対するサービス向上に資するため、年金電話相談の拠点として「年金電話相談センター」を計画的に設置。

## ○ 制度改正の的確な実施

137億円

法律改正事項について、国民への周知とともに着実な実施を講ずる。

### ・ 制度改正に伴う開発経費 137億円【新規】

年金制度改正等に伴い、システム開発を実施する。

#### 【改正事項】

- ・ 第3号被保険者期間及び離婚時の厚生年金分割
- ・ 遺族年金制度の見直し
- ・ 繰下げ受給の選択制度の導入
- ・ 国民年金保険料の多段階免除制度の導入
- ・ 在職老齢年金制度の見直し
- ・ 基礎年金国家負担割合の引き上げ

等

## ○ 健康づくり事業の推進

499億円

健診事業の適切な実施と、医療保険者が共同して保健事業を実施するための健康フロンティア事業。

### ・ 中高年齢者の疾病予防検査 502億円→496億円

中高年齢者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚を図るため、政府管掌健康保険被保険者及び被扶養者である配偶者を対象とした疾病予防検査等を実施する。

(対象者数) 4,108千人→4,243千人

### ・ 健康フロンティア戦略 3億円【新規】

従来の健康診査等の保健事業にかかる問題として、①健康診査の結果が受診者に対する保健事業等につながっていない、②地域と職域の連携が十分ではない、③疾病の地域特性等を踏まえた取り組みが不十分など、これらの指摘を踏まえ、今後の保健事業の実施にあたり、被用者保険、国保、老人保健法による保健事業実施者たる市町村との連携を強化し、地域特性を踏まえた取り組みを推進するため、保健事業等を共同して実施する。

(対象者数) 15,472千人

## II. 業務の見直し

### ○ 社会保険オンラインシステムの抜本的見直し 66億円

システム刷新可能性調査の調査結果を踏まえた改善措置を講じる。  
着手可能なものからできる限り前倒し。

- ・ 業務・システム最適化計画を策定 6億円【新規】  
レガシー（旧式）システム見直しのための厚生労働省行動計画（アクション・プログラム）に基づき、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定することとされている。最適化計画は、「業務・システム最適化計画策定指針」に沿って策定作業を行うこととすることから、業務・システムの現行体系を整理し、業務環境分析や主要課題の抽出等を行い、将来体系への移行計画を策定する。

- ・ 端末設備のオープン化及び調達方式の見直し 60億円【新規】  
平成19年度に社会保険事務所に設置している端末設備を専用機器から汎用機器へ移行すること（オープン化）としていることから、平成17年度においては、調達機器に求められるシステム要件及び現行システムとの整合性確保等に係る検討を行い、調達機器の仕様書を作成する。

なお、端末設備をオープン化するためには、端末設備にかかるソフトウェアのシステム契約解除補償金の支払いが必要であり、平成17年度から平成19年度までの3ヶ年で分割して支払う。

### ○ 年金広報 20億円

制度及び手続きが正確かつ確実に被保険者等に行きわたる効率的・効果的な広報とする。

- ・ 効率的・効果的な広報の実施 22億円→16億円  
年金広報については、年金通関におけるテレビCMを廃止するなど事業内容の見直しを行うとともに、活字媒体による広報を中心とした年金制度及び制度改正内容の周知・広報を行うことを基本とし、効率的・効果的な広報を実施する予定。

- ・ 学校における年金教育の推進 5億円→4億円  
学校における年金教育については、年金教育用のための教育素材の見直しを行うなど事業の効率化を図る一方、当該事業は、公的年金制度の世代間扶養の理念を理解してもらうために重要な事業であり、中学・高校での年金セミナーの実施推進を図る。

（対象学校数）17千校→17千校

### Ⅲ. 経費の節減

#### ○ 年金福祉施設、委託費の整理合理化 17億円

今後、年金福祉施設の整備には新たに年金保険料財源を投入しないとともに、5年を目処に整理合理化を着実に進める。

##### ・年金福祉施設に係る整備費及び委託費の見直し 153億円→0

「年金福祉施設等の見直しについて（合意）」（平成16年3月10日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、年金の福祉施設に係る整備費及び委託費については、新たに保険料財源を投入しないこととした。

##### ・年金福祉施設の整理合理化の円滑な実施 17億円【新規】

年金福祉施設の売却を効率的に実施するため、独立行政法人へ年金福祉施設を出資する際に必要となる経費。（境界確定、不動産鑑定評価、解体費用等）＜17年度限りの経費＞

#### ○ 事業の効率化等

事務・事業について不断の見直しを行い、事業効率を高めるとともに事務コストの低減を図る。

##### ・適用関係届書パンチ委託経費 19億円→17億円

事業所から社会保険事務所に「紙」で提出された届書を磁気媒体でオンラインシステムに記録するため、届書のパンチ委託処理を外注し、入力業務の合理化を図る。

（届書処理件数）55百万件→68百万件

##### ・事務局事務センターへの集約 14億円→14億円

各種通知書等の作成、発送業務、届書等の大量な入出力業務について、事務処理を効率的効果的に行うため、都道府県単位に共同事務処理を行う。

##### ・住基ネットワークの活用による現況届の省略 3億円【新規】

年金受給者の生存状況の確認について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の削減や事務処理の効率化を図ることとしており、平成18年度中の実施を予定しているところ。平成17年度においては、年金受給者に係る住民票コードを突合・収録する必要があり、その手数料に係る経費の要求を行う。

（年金受給者数） 2,500万人

##### ・事務管理経費の見直し縮減 26億円→13億円

職員宿舍の建替え、公用車の更新等の経費については、極力抑制する。

- ・職員宿舍建替え経費の減 ▲893百万円（893百万円→0）

#### IV. その他

#### ○ 年金資金運用基金に係る繰上償還金等 4兆7,566億円

17年度のグリーンピア事業及び年金住宅融資事業の廃止に伴い、財投借入金を繰上償還する。

#### ・グリーンピア業務・住宅融資業務の廃止 4兆6,999億円

大規模年金保養基地(グリーンピア)業務及び年金住宅融資業務は、特殊法人等整理合理化計画(平成13年閣議決定)及び先の第159回通常国会で成立した年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)により、平成17年度までに廃止することとされた。

これを受けて、平成17年度までにグリーンピアの地方公共団体等への譲渡及び新規貸付の停止等するとともに、グリーンピア業務及び住宅融資業務に係る財政融資資金からの借入金について、年金財政からの出資金等を原資として、平成17年度に一括して繰上償還を行うものである。

なお、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第2条においては、当該借入金を年金資金運用基金の解散の時(平成18年4月1日)までに償還すること、また、政府は償還に要する資金として出資及び交付金の交付を行うことが定められている。

#### ・交付金、出資金 567億円

貸付利子補給金、施設借入金償還金 等

※ 以上の他、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」等の議論を踏まえ、必要な措置を講ずる。

※ 特例措置が講じられている厚生年金等の事務費財源の取扱いについては、予算編成過程において検討する。

## 8月16日から20日までの年金相談窓口の時間延長について

### 1. 実施状況

- 社会保険事務所 312ヶ所で実施
  - 社会保険業務センター中央年金相談室で実施
- このほか、年金相談センター 11ヶ所でも実施

### 2. 年金相談来訪者数（午後5時から午後8時まで）

5,071人（1ヶ所平均15.7人）

（内訳）

○課所別

社会保険事務所 4,947人（97.6%）  
年金相談センター 116人（2.3%）  
中央年金相談室 8人（0.2%）

○日別

8月16日（月） 1,024人（20.2%）  
17日（火） 944人（18.6%）  
18日（水） 1,028人（20.3%）  
19日（木） 981人（19.3%）  
20日（金） 1,094人（21.6%）

○時間帯別

17:00～ 2,410人（47.5%）  
18:00～ 1,837人（36.2%）  
19:00～ 824人（16.2%）

※午後5時時点の相談待ちの年金相談来訪者数 756人

### 3. 実施に関する広報

#### ○本庁

- ・ 社会保険庁ホームページへの掲載（8月2日～8月20日）
- ・ 厚生労働省記者クラブへの投げ込み

#### ○地方社会保険事務局

- ・ 都道府県記者クラブへの投げ込み等

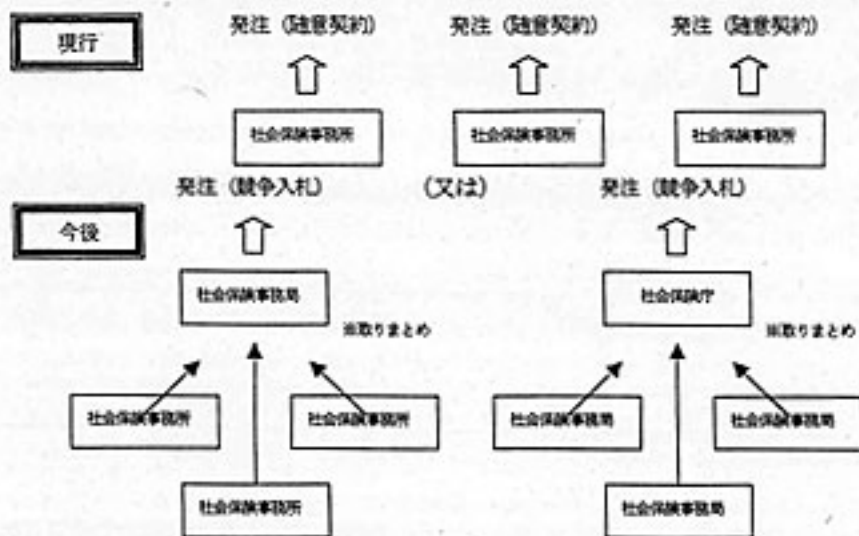
### 4. 利用者の主なご意見

- ・ 仕事が終わってからでもいいので、とても便利だった。
- ・ 今後も月に一度ないし何ヶ月に一度実施してほしい。
- ・ 年末及び3月～5月等のように非常に混雑している時期は、日中に来庁しても待ち時間が長いので、そのような時期に実施した方がよい。
- ・ 昼間に比べてゆっくり相談することができ、大変親切に説明してもらった。
- ・ たまたま張り紙を見て来所した。もっとPRをしっかりとやれば利用者が増えると思う。

## 社会保険庁における契約事務の適正化について

### 競争入札の徹底

物品の調達等の契約については十分な準備期間を設けるとともに、同一仕様、同一時期のものについて、可能な限り上位の機関でとりまとめ、競争入札に付すこととする。



### 企画競争の徹底

- 広報関係の契約など、契約金額の多寡だけでなく、効果的な事業目的の達成のためその企画内容を評価する必要のある契約については、企画競争に付す。
- 企画競争の実施に当たっては、特定の業者のみならず広く公示して業者を募ることとし、業者選定までの過程の明確化を徹底する。

### 契約業者の見直し

- 長期（3～5年）にわたって固定化されている業者との契約については、できる限り競争入札又は企画競争を導入し見直しを行う。
- また、会計法令で随意契約が認められている運送や保管などについても、平成16年度において競争入札又は企画競争に向けて見直しを行い、その後も定期的に見直しを行うこととする。



## 適切な予定価格の作成

- 物品の購入等に係る予定価格については、市場価格を十分に反映させたものとなるよう、売買実績の徴取先の拡充を行い、複数の納入先等から徴取して作成すること。
- また、広報関係の調達に係る予定価格については、市販されている各種広告料金表の他に市場価格を十分調査した上で適切に作成すること。

## 調達物品等の決定

- 出版物の購入に当たっては、必要性を精査するとともに、類似品との比較及び製造（印刷）した場合の経費との比較を行うなど、購入品決定の理由を明確にすること。
- また、一般の出版物を加工したものを地方社会保険事務局独自のものとして購入又は製造する際は、必要性及び費用対効果等を明確にすること。
- 地方社会保険事務局において、独自事業として被保険者等に対する周知・広報を実施する際は、必要性及び費用対効果等を明確にした上で、企画競争に付すこと。

## その他

- 物品の調達等については、可能な限り競争入札又は企画競争に付すべきであるが、極めて少額である等により、これに付すことが困難な合理的な理由がある場合には、困難な理由を明確にするとともに、複数の業者から見積書を徴取することとし、見積もりの徴取先の拡充を行うなど、競争性の向上及び透明性の確保を図ること。
- 物品の調達等については、事業の迅速な実施及び契約事務の平準化等の観点から、十分な準備期間を設け年度末に集中しないよう努めること。
- 物品の調達等に際し、小口に分割することにより少額とし、契約事務の手続きを回避することは許されないこと。
- 請負工事における2年次目以降の契約については、競争入札の事務手続きによって工事期間等に多大な影響を及ぼさない場合は、競争入札に付すこと。

社会保険庁

## 国民年金納付実績と今後の収納対策

### I 平成15年度の納付実績

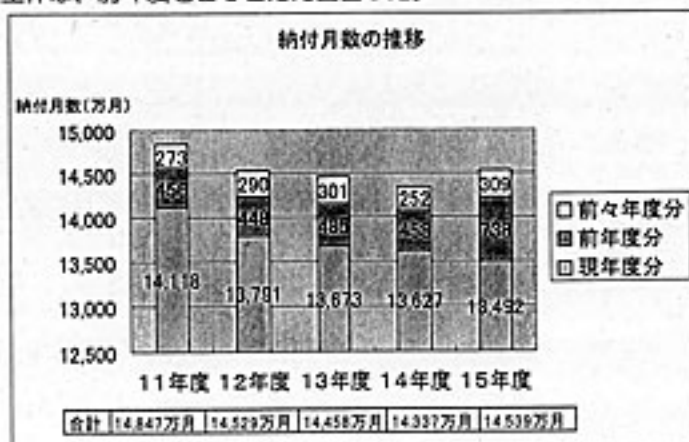
#### ○ 納 付 率

平成15年度の現年度分にかかる納付率は63.4%であり、前年度比0.6ポイントの増加。過年度分にかかる納付率は4.9%（3.4%+1.5%）であり、前年度比1.3ポイントの増加。その結果、現年度分及び過年度分を合わせた納付率は68.3%となり、前年度比1.9ポイントの増加となった。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
現年度分	70.9%	62.8%	63.4%
前年度分	2.5%	2.3%	3.4%
前々年度分	1.5%	1.3%	1.5%
計	74.9%	66.4%	68.3%

#### ○ 納 付 月 数

平成15年度中に納付された保険料のうち、現年度にかかる分は、前年度比135万月の減少となったが、過年度分にかかる分は、前年度比337万月の増加となり、過年度分を含む納付月数全体は、前年度を202万月上回った。



○ 納付対象月数 2億1,276万月（前年度比△2.0%）

注 
$$\text{納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

※ 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（金額免除月数及び学生納付特例月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成15年度は「国民年金特別対策本部」を設置し、全省をあげて保険料収納対策に取り組んだところである。

その結果、納付率及び過年度分を含む納付月数ともに若干ではあるが平成14年度を上回った。

しかしながら、厳しい経済状況の下、現年度分の納付月数が平成14年度を下回るなど、目標達成に向けたさらなる取り組みが必要であると認識しており、引き続き、被保険者の年金権確保に向けた効果的な対策を実施するなど、なお一層の努力を傾注していくこととしている。

## 平成15年度の納付状況の分析

### ○ 年齢別にみた納付率

若年層の納付率は低調であるものの、平成14年度からの上昇幅は大きい。

年齢階級(歳)	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59
平成15年度納付率(%)	48.6	50.2	54.1	57.2	65.0	69.0	72.6	79.8
前年度比(ポイント)	+1.3	+0.8	+1.2	+0.3	Δ0.1	+0.5	+0.3	+0.4

### ○ 被保険者属性別にみた納付率

#### ・ 平成15年度に納付対象でなくなった者

免除申請の励行等により、経済的に保険料の負担が困難で納付が低調であった者が新たに免除者等となった。このことは、平成15年度の納付率において+1.0ポイントの上昇要因となった。

#### ・ 平成14年度、15年度ともに納付対象月数のある者

転職者等、この2年間に1回以上資格喪失・再取得した者等の納付率が大きく改善。このことは、平成15年度の納付率において+0.7ポイントの上昇要因となった。

	2年間引き続き 納付対象者	2年間に1回以上 資格喪失・再取得した者等
平成15年度納付率(%)	65.5	60.6
前年度比(ポイント)	Δ0.1	+4.0

#### ・ 平成15年度に新たに納付対象者となった者

平成15年度に免除等から新たに納付対象となった者や新規資格取得した者の納付率は、なお低調。このことは、平成15年度の納付率においてそれぞれΔ0.5ポイント、Δ0.4ポイントの下降要因となった。

	平成14年度免除者等のうち 平成15年度に納付対象となった者	新規資格取得者
平成15年度納付率(%)	39.8	58.4

### ○ 地域別にみた納付率

総納付月数(現年度分+過年度分)は、東京、京都、埼玉等で大きく増加。現年度分の納付率は、沖縄、青森、北海道等で大きく改善。過年度分の納付率は、東京、京都、神奈川等で比較的高い。

	現年度分		過年度分		総納付月数の 前年度比 (%)	現年度分納付率	
	納付率 (%)	前年度比 (ポイント)	納付率 (%)	前年度比 (ポイント)		+過年度分納付率 (%)	前年度比 (ポイント)
1	鳥根県 76.1	沖縄県+4.5	東京都 6.3	京都府+1.9	東京都+3.8	鳥根県 80.7	沖縄県+5.2
2	新潟県 75.7	青森県+2.9	京都府 6.0	高知県+1.9	京都府+3.0	新潟県 79.4	青森県+3.7
3	長野県 73.8	北海道+2.5	神奈川県 5.8	熊本県+1.8	埼玉県+3.0	福井県 78.1	高知県+3.7

## 平成15年度の主な収納対策

- 未納保険料勧奨通知書（催告状）の送付（年6回、1,010万人）
- 電話による納付督促の実施（340万人）
- 戸別訪問による納付督促及び収納を実施（510万人）
- 強制徴収の実施  
（最終催告状の送付9,654人、督促状の送付394人、差押執行29人）

## 今後の収納対策

- 『国民年金特別対策本部』を厚生労働省に引き続き設置
  - ① 中長期的な目標（平成19年度の納付率80%）に向けて基本的な収納対策の充実強化
  - ② 収納対策強化事務局・事務所の指定を増やし、重点的に指導、支援を実施するなど、さらなる収納対策の強化を図る。
- 基本的な収納対策の充実強化
  - ① 未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の納付督促活動を強化
  - ② 免除制度及び学生納付特例制度等を周知
  - ③ 年金広報の充実及び年金教育を推進
  - ④ 所得情報を活用した15年度を上回る規模の強制徴収の実施
- さらなる収納対策強化のための取り組み
  - ① 保険料納付意識の徹底
    - ・ 納付額証明書発行
    - ・ 所得（免除該当）情報を活用した免除等の周知及び勧奨
  - ② 納付しやすい環境づくり等
    - ・ コストカット等での保険料収納の周知、未納者への納付状況の通知
  - ③ 納付協力組織等の活用
    - ・ 業界団体（商工会、国保組合等）へ保険料収納を委託
    - ・ 町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、収納の強化を図る
- 制度改革等による収納対策
  - ① 口座振替割引制度の導入等による口座振替の推進
  - ② 若年者に対する納付猶予制度の導入
  - ③ 免除制度の改正
    - ・ 多段階免除制度の導入、申請免除の所得基準の見直し、申請免除・学生納付特例の承認期間の選及

今後、社会保険事業運営評議会にて御議論いただきたいテーマ（案）

- 社会保険の記録管理・裁定等の現状
- 国民年金保険料を中心に「保険料収納対策の現状と課題」
- 被用者保険の適用徴収対策について
- 年金相談の現状と課題
- 個人情報保護対策について
- 社会保険事務費について
- 社会保険オンラインシステムの見直し
- 年金福祉施設等について
- 事業実績報告

※ 予算・決算についても随時。